

# 上ノ国町職員研修基本計画

## 基本方針

地方分権改革により、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の役割が高まる一方で、社会経済環境は大きく変化し、行財政運営はさらに厳しさを増している。

このような状況のもとで、自己決定・自己責任による行政を推進していくためには、職員の意識改革と能力の向上が必要不可欠となる。

以上のような認識のもと、平成12年度に策定した【上ノ国町人材育成基本方針】に基づき、平成17年度から平成21年度の5カ年の職員研修について、次の点を基本に実施します。

### ① 公務員倫理の確立

住民奉仕の精神に徹し、信頼される公務員として倫理観及び責任感の涵養を図る。

### ② 職務遂行能力の向上

職務を正確かつ円滑に遂行するために必要な知識、技能、理解力、判断力等の基本能力を育成する。

### ③ 政策形成、法務能力の向上

地方分権の進展に対応し、地域の特性を生かしたまちづくり施策を積極的に企画・立案・実施・評価できるよう、職員の政策形成能力、法務能力等の向上を目指す。

### ④ 学習的風土づくり

職員自身の主体的取り組みと職場の監督者等による支援とがあいまって、より一層の研究効果が上がるよう、職場全体で自己啓発に取り組みやすい学習的風土づくりを進める。

## 1. 職員研修の体系

本計画の研修体系は、「自己啓発研修」・「職場外研修」・「職場内研修」の3つで構成します。

### 【自己啓発研修】

職員が自分に必要な知識や能力について、自ら認識し、自己の意思で能力開発のために主体的に学習する。

#### ○町政計画特別研修

職員自らが設定した研修テーマをもとに、概ね2～5人程度のグループで視察地・先進地へ訪問又は講習会・セミナー等へ参加し、自己啓発、意識改革、知識や能力の習得を図る。

### 【職場外研修】

市町村職員中央研修所、北海道自治政策センター、松山支庁管内町村会等の主催する、各種研修に参加し、基本能力や専門知識の習得を図る。

#### ○専門研修

特定分野（法務・税務・福祉等）における専門知識・技術の習得を図る。

#### ○特別研修

特定の課題（行政課題・政策課題等）に対する処理能力（政策形成・法務・評価）やOAの推進に必要な知識・技術の習得を図る。

#### ○階層別研修

各職層（上ノ国町事務組織規則（平成17年上ノ国町規則第3号）第17条に規定される職制）に必要とされる基本的な能力や知識の習得を図る。

### 【職場内研修】

講師等を招き又は日常の職務を通して、必要な知識や技術の習得を図る。

#### ○接遇研修

講師を招き、来庁者に対する接客マナーの習得を図る。

#### ○その他の研修・学習会

## 2. 計画目標

本計画の具体的な目標としては、別紙「職員研修計画目標」のとおりとし、全職員が5年間の計画期間内に【自己啓発研修】又は【職場外研修】に参加することとします。

また、上記の計画目標が着実に実施されるよう、各年度当初に当該年度における研修対象者を示した実施計画を作成し、職員に公表します。

## 職員研修計画目標

研修区分	主な研修名等	職層	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計	
自己啓発 研修	・ 町政計画特別研修 など		(10人)	(10人)	(10人)	(10人)	(10人)	(50人)	
職場 外 研 修	・ 法令実務（基礎・上級） ・ 税務実務（基礎・上級） ・ 会計事務 ・ 住民行政事務 ・ 社会福祉事務 など	課長相当職	1人	1人	1人	1人	1人	5人	
		主幹	1人		1人		1人	3人	
		主査	4人	4人	4人	4人	4人	20人	
		係	1人	2人	1人	2人	1人	7人	
	・ 実践的政策能力（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ・ 政策形成基礎講座 ・ 政策法務（基礎・応用） ・ 住民と行政の協働 ・ 電子自治体構築の情報技術 など	課長相当職	2人	1人	3人	1人	3人	10人	
		主幹	1人	2人	1人	2人	1人	7人	
		主査	4人	4人	4人	4人	4人	20人	
		係	1人	1人	2人	1人	2人	7人	
	階 層 別 研 修	・ 法制（基礎・上級） ・ 管理能力 ・ 新規採用職員基礎研修 ・ 初級研修 ・ 中級研修 など	課長相当職	1人	1人	1人	1人	1人	5人
			主幹		1人		1人		2人
			主査	1人	2人	2人	2人	2人	9人
			係	5人	2人	2人	2人	2人	13人
職場内 研修	・ 待遇研修 ・ その他の研修・学習会 など		全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	
職場外研修計			22人	21人	22人	21人	22人	108人	

※ 「自己啓発研修」及び「職場外研修」については、どちらか一方又は両方参加可能とします。